

重要事項説明書


(2022年4月改定)

この書面では、傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項


ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(約款)」に記載しています。必要に応じて弊社ホームページのWeb約款をご参照いただくか、取扱代理店または弊社にご請求ください。

 このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり(約款)」に記載されています。

▶ 保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

保険用語のご説明

「ご契約のしおり(約款)」にも「主な用語の定義」として記載されておりますので、ご確認ください。

 治療、入院、手術、通院、酒気帯び運転中 など

約款	普通保険約款…… 基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約…… オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象者等	保険契約者…… 弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者…… 保険契約により補償の対象となる保険証券記載の方をいいます。
保険金	保険金…… 普通保険約款およびセットされた特約により補償されるケガまたは損害等が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額…… 保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険証券記載の保険金の額または限度額をいいます。
保険料	保険料…… 保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険…… ケガまたは損害等の発生の可能性をいいます。
	配偶者…… 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
	親族…… 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	未婚…… これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	他の保険契約等…… この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

普通傷害保険・家族傷害保険は、保険期間中に被保険者（保険の対象となる方）が日本国内および国外において「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「ケガ」に対して保険金をお支払いする保険です。

交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険は、保険期間中に被保険者（保険の対象となる方）が日本国内および国外において「交通事故」および「交通乗用具」の火災などによって被った「ケガ」に対して保険金をお支払いする保険です。

交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険における事故とは次のようなものをいいます。

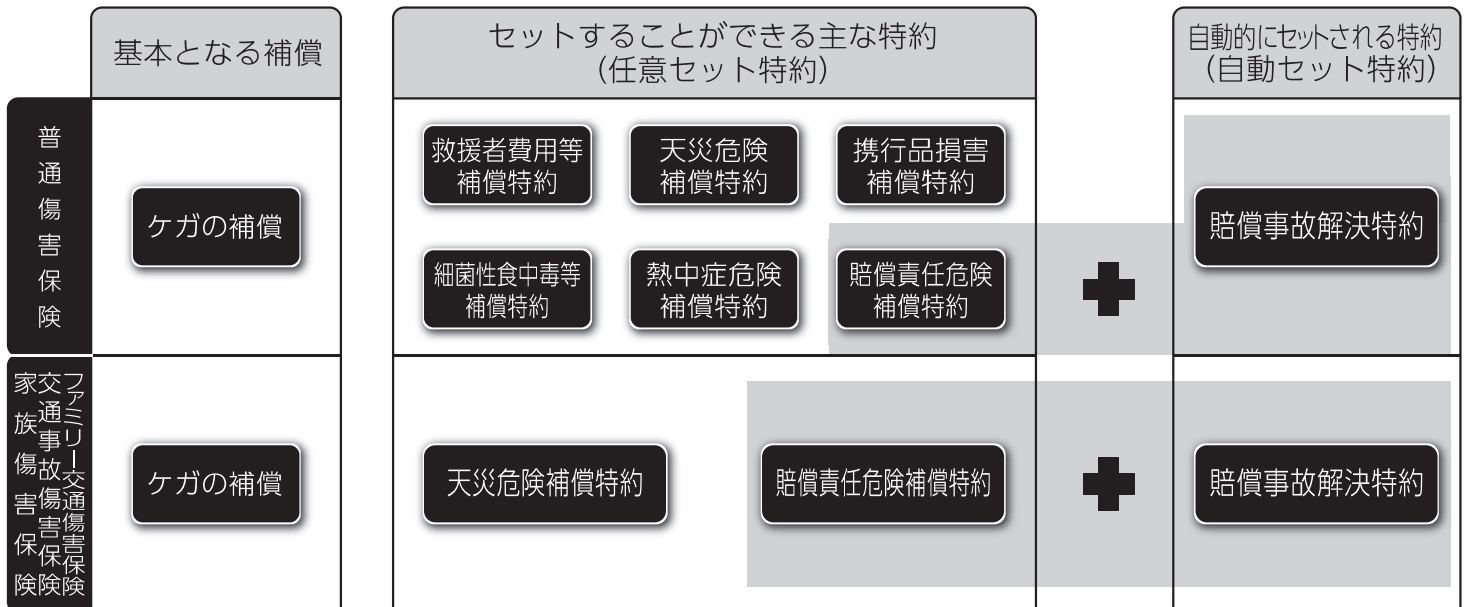
- 交通事故
運行中の交通乗用具（自動車・自転車・電車・航空機・船舶など）との接触・衝突などの交通事故。また、運行中の交通乗用具に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故
- 駅構内での事故
乗客として駅の改札口をってから出るまでの間に起きた事故
- 道路通行中の次の事故
作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触・火災・爆発等の事故によって被った傷害（道路通行中の単なる転倒やつまずきなどにより被ったケガについては、対象とはなりません。）
- 交通乗用具の火災によって被った傷害

「交通乗用具」とは次のようなものをいいます。

- ① 軌道上を走行する陸上の乗用具
自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト
- ② 軌道を有しない陸上の乗用具
自動車（スノーモービルを含む）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両によりけん引される車、そり、身体障害者用車いす、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限る）
- ③ 空の乗用具
航空機（飛行機、ヘリコプター等）
- ④ 水上の乗用具
船舶（ヨット、モーターボート（水上オートバイを含む）およびボートを含む）
- ⑤ その他の乗用具
エレベーター、エスカレーター、動く歩道

(1) 保険商品の仕組み 契約概要

① 基本となる補償、セットすることができる特約（任意セット特約）、自動的にセットされる特約（自動セット特約）は次のとおりです。



② 基本となる補償における被保険者の範囲は、以下のとおりです。

※家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

プラン	被保険者の範囲		
	本人(注1)	配偶者	その他ご家族(注2)
普通傷害保険・交通事故傷害保険(個人向けプラン)	○	—	—
家族傷害保険	○	○	○
ファミリー交通傷害保険(家族向けプラン)	○	○	—
配偶者対象外型(配偶者補償対象外特約を付帯した場合)	○	—	○

(注1) 保険申込書の被保険者欄記載の方。ご家族向けプランでは、記名被保険者。

(注2) 本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、配偶者対象外型では、本人の同居の親族(本人の配偶者を除きます)および別居の未婚の子。

③ 賠償責任危険補償特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。

- 本人
- 本人の配偶者
- 本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子

(2) 基本となる補償等 **契約概要** **注意喚起情報**

① 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせることが可能です。また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	被保険者が、ケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ① すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から支払ったその金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガや下記の症状の場合にはお支払いいたしません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者の故意または重大な過失
後遺障害保険金	ケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度(第1級～第14級)に応じて、保険金額を限度に保険金額×100%～4%の保険金をお支払いします。 ① 後遺障害とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が、将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③ 被保険者の無資格運転中、酒気帯び運転中(酒酔い運転を含みます)、麻薬等服用時の運転中 ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
入院保険金 および 手術保険金	(1) 入院保険金 被保険者が、ケガが原因で治療のために入院された場合、入院保険金日額×入院日数の保険金をお支払いします。 ① 事故発生の日からその日を含めて180日までをお支払いの限度とします。 ① 本保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをされても重複してお支払いはできません。 (2) 手術保険金 被保険者が、事故発生の日からその日を含めて180日以内にケガの治療のために手術を受けた場合、次の通り保険金をお支払いします。 ① 入院中に手術を受けた場合:入院保険金日額の10倍 ② 上記以外で手術を受けた場合:入院保険金日額の5倍 ① 手術とは次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術を除きます。 ・先進医療に該当する診療行為(治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。) ① 1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします(①および②の手術を受けた場合は、①を適用)	⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 被保険者に対する外科的手術やその他の医療処置(ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。) ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑧ 地震・噴火、これらによる津波 ⑨ 核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ⑩ 頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ⑪ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状 等 (注)「天災危険補償特約」が付帯されている契約では、上記⑧の場合でもお支払いします。 また、「細菌性食中毒等補償特約」が付帯されている契約では上記⑪の場合でもお支払いします。
通院保険金	被保険者が、ケガが原因で通院された場合(往診を含みます)、通院保険金日額×通院日数の保険金をお支払いします。 ① 長管骨、脊柱、上下肢の3大関節にギプス等を常時装着したときは通院日に含めることがあります。 ① 事故発生の日からその日を含めて180日までの期間中で最高90日分をお支払い限度とします。 ① 入院保険金が支払われる期間中に重複してはお支払いできません。 ① 本保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをされても重複してお支払いはできません。 ① 治療を伴わない、薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは通院日数に含まれません。	

② 主な特約の概要 **契約概要**

特約には、次の2種類があります。

- ご契約時のお申出にかかわらず、自動的にセットされる特約(自動セット特約)
- ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

●賠償責任危険補償特約(任意セット特約)

日本国内において次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合、1回の事故につき、保険金額を限度に次の通り保険金をお支払いします。

- 被保険者本人が住んでいる住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 日常生活に起因する偶然な事故

●弊社があらかじめ認めた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。

- ❗
- 他の保険契約等がある場合でも、お支払いすべき額をお支払いします(ただし、他の保険契約等により優先して保険金等が支払われる場合または支払われた場合には、それらの額の合計額を差引いた額に対してのみ保険金をお支払いします)。
 - 被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者などに優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。

※自動的に賠償事故解決特約が付帯されます。(自動セット特約)

③ 保険金額の設定 **契約概要**

●保険金額の設定にあたっては、次のa.~c.にご注意ください。

- お客様が実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。
- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、1,000万円が上限となります。
 - ・被保険者が保険期間開始時点で満15才未満の場合
 - ・保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意がない場合
- 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間 :原則1年間
- 補償の開始:始期日の午後4時
- 補償の終了:満期日の午後4時
(これらと異なる時刻が保険申込書または保険証券に記載されている場合は、その時刻)

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み **契約概要**

保険料は、ご職業(普通傷害保険、家族傷害保険の場合)、保険金額、保険期間等によって決定されます。各プランにおける保険金額と保険料については、パンフレット、申込書等の該当箇所をご参照ください。

② 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

主な払込方法	分割払	一時払
<input type="checkbox"/> 座振替	○	○

○: 選択できます

③ 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料払込方法が口座振替の場合は、分割保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。分割保険料払込期日後1か月を経過しても保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。なお、死亡保険金または後遺障害保険金について全額をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

(4) 満期返れい金・契約者配当 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 **注意喚起情報** (保険申込書の記載上の注意事項)

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、★印がついている項目(「被保険者本人の職業・職務(普通傷害保険・家族傷害保険)」、同種の危険を補償する「他の保険契約等」)のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

保険期間が1年以下となるため、ご契約のお申込み後にお申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

① 特に死亡保険金受取人を定めなかった場合

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

② 死亡保険金受取人を定める場合

必ず被保険者の同意を確認していただく必要があります。また、同意の確認をせずにご契約をされた場合には、保険契約が無効となりますことにご注意ください。

企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

③ ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。
ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ① 契約者の保険証券記載の住所の変更が生じた場合について ② 契約者・被保険者の氏名の変更が生じた場合について
③ 特約の追加など、契約条件を変更する場合 ④ 家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険のご家族構成に変更が生じた場合について

【通知事項(普通傷害保険・家族傷害保険のみ)】

- ① 保険証券記載の職業・職務を変更した場合
② 新たに職業に就いた場合
③ 保険証券記載の職業をやめた場合

また、左記①②のいずれかにおいて、次の「補償対象外となる職業」に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、弊社からご契約を解除します。

【補償対象外となる職業】

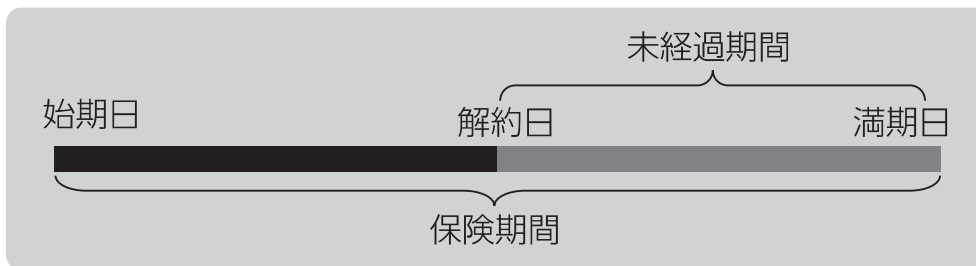
テストライダー(四輪・二輪)、オートバイ・自動車などのレーサー、自転車・モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー・プロレスラー・ローラーゲーム選手(レフリーを含む)・力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業の方。

📖 被保険者の職業・職務の変更について

(2) 解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。

- ① ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還させていただきます。
① 返還される保険料があっても、多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますことをあらかじめご了承ください。
① 始期日から解約日までの期間に応じてお支払いいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(3) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

📖 保険契約の解除(解約)について

(1) 補償項目・特約の補償重複 **注意喚起情報**

下表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、その契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約(普通傷害保険、家族傷害保険)〉

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	賠償責任危険補償特約	・自動車保険の個人賠償責任補償特約 ・火災保険の個人賠償責任補償特約
②	携行品損害補償特約	・自動車保険の身の回り品補償特約
③	救済者費用等補償特約	・子ども総合保険の救済者費用等補償特約

〈補償が重複する可能性のある主な特約(交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険)〉

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	賠償責任危険補償特約	・自動車保険の個人賠償責任補償特約 ・火災保険の個人賠償責任補償特約

なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

保険契約を引受けている損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金や解約返れい金下記割合に削減されることがあります。詳細は、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。弊社までお問い合わせください。

保険金支払	破綻後3ヶ月間は、補償割合100%(全額支払) 破綻後3ヶ月経過後は、補償割合80%
解約返れい金	補償割合80%

(3) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)について、以下のとおり取り扱います。

なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

1. 主な利用目的について

- (1) 弊社が取り扱う保険の案内、募集および販売
- (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- (3) 保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4) 適正な保険金・給付金の支払
- (5) 弊社のグループ会社・提携先企業の商品およびサービスに関する情報の案内
- (6) 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- (7) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
(国内外の再保険引受会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することがあります。)
- (8) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

2. 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

(4) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(5) 指定紛争解決機関について

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。
一般社団法人 保険オンブズマン 03-5425-7963
(受付時間: 平日 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時) (<https://www.hoken-ombs.or.jp/>)

(6) 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- 弊社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(7) 重大事由解除について

次のいずれかに該当する場合、保険契約者への通知をもって保険契約を解除することがあります。

- ① 保険金の不正取得を目的として故意にケガや損害を発生させた場合
 - ② 保険金の請求に詐欺行為があった場合
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること
ア. 反社会的勢力に該当すると認められること
イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること
ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の運営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額・日額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する恐れがある場合
 - ⑤ 保険契約者等と弊社との間で信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合
- ※ 反社会的勢力とは暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(8) 保険料領収証・保険証券について

保険料お払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしておりますので、お確かめください。
また、ご契約後1 か月経過しても保険証券が届かない場合には、取扱代理店または弊社にご照会ください。
なお、口座振替で保険料をお払込みいただく場合は、保険料領収証は発行しておりませんのでご了承ください。

(9) ご契約内容の登録制度について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金の請求について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、その情報により確認を行っております。確認内容は上記目的以外には用いません。


詳細は一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。



なお、ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。

 ご契約内容の登録制度について

(10) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「契約のしおり(約款)」の「保険金の請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 事故が発生した場合におとりいただく手続き

〈万一、事故が起こった場合は〉		〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせは〉	
取扱代理店または下記ダイヤルまでご連絡ください。		お客様サポートダイヤル	
 傷害事故専用	0120-091-313	0120-550-385	
 上記以外の事故専用	0120-011-313	(受付時間: 平日 午前9時～午後5時)	
(受付時間: 年中無休24時間)			